

まちだより

発行所 始良町役場

町の人口(2月末現在) 計25,918人。世帯数8,215

発行日 昭和50年3月6日

第135号

男12,158人

女13,760人

定例町議会がはじまります

(総務課)

昭和50年第1回定例町議会は、3月11日招集される予定です。日程など詳しいことは、議会事務局へお問い合わせください。

町有建物の売却について

(総務課)

下記町有建物を売却いたします。入札に参加される方は、3月12日までに総務課管財係にご連絡下さい。

記

所在地	寺師818番地3	名称	旧駐在所住宅
構造	木造瓦葺平屋建	面積	79.33㎡(23.99坪)
入札月日	3月14日午前9時	場所	役場応接室

戦没者の遺族に対する特別弔慰金の請求についてお知らせ

(福祉課)

上記の弔慰金の請求を次の要領で受付中です。まだ町内に該当者があるようですので、早めに役場福祉課で手続きをして下さい。昭和50年5月28日以降は時効になりますので、権利がなくなります。

記

1. 支給要件

◎ 処遇の対象となる遺族

47年度改正により、特別弔慰金を受けることとなる者は、次に掲げる軍人、軍属、準軍属および従軍文官の遺族であること。

- (ア) 昭和47年4月1日までの間に遺族援護法に規定する弔慰金(軍人、軍属5万円、準軍属3万円の利子付き記名国債)の受給権を取得し、かつ、遺族年金、公務扶助料、特例扶助料等の受給権を有していた者が、昭和40年4月1日から昭和47年3月31日までの間に死亡等により遺族給付の受給の権利を失ない、昭和47年4月1日において遺族年金等の受給権者がいない場合の2に掲げる遺族。

2. 受給権者

47年度改正により、新たに処遇の対象となる戦没者等の遺族の範囲は、改正前と同様であるが、支給順位は次に列記した順序による順位で支給される。

(ア) 弔慰金を受けた者(戦没者の妻については従来のとおり)

(イ) 弔慰金を受けた者が死亡している場合は戦没者の子

(ウ) 戦没者と生計関係があつた戦没者の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

(エ) 戦没者と生計関係がなかつた戦没者の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

注 特別弔慰金を受ける先順位者が昭和47年4月1日現在生死不明であるときは、他の者を遺族とみなして受給権を与えることができる。

※ 問い合わせは、役場福祉課へ

こんな資料はありませんか?

(町公民館)

◎ 考古の部～土器、石器

◎ 歴史の部～古文書、古画、古い図書、古陶器、古い人形、彫刻、古い武器、古銭、古い時代の衣類、古い民具(農具、雑器)、明治大正の教科書等

以上の様な歴史に深みのある資料があり、公民館の郷土品展示室に寄贈できる物があれば教えて下さい。

家族ぐるみで加入しよう1円保険

(総務課)

交通災害共済(1円保険)の受付がはじまりました。家族ぐるみで加入しましょう。

※ 加入の申込みは各部落公民館長宅、又は役場総務課へ

受け取った人が、とてもいやな思いをする「不幸の手紙」。これが始良町にも流れています。受けとつたら、勇気を出して処分しましょう。

まちだより

発行所 始良町役場

発行日 昭和50年3月13日

第136号

重富第二土地区画整理事業の事業計画の決定について(都市計画課)

始良都市計画事業重富第二土地区画整理事業の事業計画を決定しましたので、お知らせいたします。(知事認可 昭和50年2月28日付指令計第812号)

1. 土地区画整理事業の名称 始良都市計画事業重富第二土地区画整理事業
2. 施行者の名称 始良町
3. 施行地区・・・始良町大字平松字北園、萩原、西中原、池島、池島前、山野田、萩原、南園の各一部
4. 事業施行期間 昭和50年3月7日から昭和55年3月31日まで
5. 事業所の所在地 始良町東餅田2.204番地 始良都市計画事務所(電話5-2332)
6. 事業計画の決定年月日 昭和50年3月7日

この事業は計画どおり施行されることとなりますので、よろしくご協力ください。なお、今後は建築物や地形の変更等について規制があります。詳細については、町都市計画事務所にお問い合わせください。

県知事、県議会議員選挙立候補者立会演説会

(選挙管理委員会)

- 県知事候補者立会演説会
期日 昭和50年3月24日(月)、場所と時間 建昌小学校講堂(午後2時から)
- 県議会議員候補者立会演説会
期日 昭和50年4月5日(土)
場所と時間 重富小学校講堂(午後2時から) 建昌小学校講堂(午後7時から)

子豚生産農家のみなさんへ

(経済課)

4月1日から豚コレラの予防注射に加えて、豚丹毒の予防注射も受けなくてはならなくなりましたので、料金が次のとおり変更になります。

1. 注射実施日 毎月5日、18日
2. 豚コレラと丹毒の予防注射を同時におこない耳標を付けます。耳標を付けた子豚でないと市場に出荷できませんのでお知らせします。
3. 子豚は、生後40日から50日で注射を受けること。
4. 料金

病名	基本料金	補助金	農家負担金	備考
豚コレラ	180円	40円	140円	1頭当り
丹毒	95	15	80	"
合計	275	55	220	"

献血者にお礼

(保健衛生課)

3月7日実施いたしました献血には、各部落並びに各事業所の暖かいご協力を得ることができまして、当日の献血者は128人となりました。この方々の善意に対し始良町献血推進協議会から厚くお礼申し上げます。今後の献血につきましてもよろしくご協力下さいますようお願いいたします。

空き地の雑草を取り除きまぼう!!

(総務課)

最近、町内各所の空き地が雑草等をおい茂らせたまま放置され、防火、防犯の面で他人に迷惑をおよぼしています。春先は季節風が強く、空気も異状乾燥しており、1本のマッチ、たばこの吸いがらなどで大火につながります。特に平松地区は空地の間に住宅が点在し、その不安を訴えておられますので、空地の管理者はすぐに雑草を除去してください。自分で除去できない方は、町に委託して除去する方法もありますので、「すぐやる課」に申し込んでください。(委託料は1㎡当り10円です。)また、造林のための地ごしらえ、病害虫駆除、その他雑草等の「火入れ」には、町長の許可が必要です。最近の消防団の出動はその殆んどが、無許可で「火入れ」をしている現場です。このようなことのないよう「火入れ」は必ず町長の許可を受けてから行なつてください。

4月分ミルク支給日

(保健衛生課)

期日	支給場所	時間
4月1日	町公民館	午前9:00~12:00
"	役場重富支所	午後2:00~4:00
4月2日	役場山田支所	午前9:30~11:30

※ 最近ミルク支給日以外に受領される方が多くなつたようです。きまつた期日に必ず受領されるよう皆様のご協力をお願いします。

図書室よりお知らせ

(町公民館)

町公民館図書部では、俵原、錦原団地のほかに重富団地への移動図書を実施することになりました。ご利用下さい。

1. 日時 3月19日(水) 午前11時頃
2. 駐車場所 重富団地公園前
3. 貸本料 無料

※ ご利用の方は印鑑をお持ち下さい。

まちだより

発行所 始良町役場

発行日 昭和50年3月19日 第137号

国民健康保険被保険者証の検認について (保健衛生課)

町の国民健康保険被保険者が現在使用している保険証の有効期限は、昭和50年3月31日となっており4月1日から無効になりますので、次の日程で検認事務を行います。(各部落公民館長さんに部落每一括して検認下さるようお願いしてあります)

期日	時 間	場 所	地 区 別
3.24	午前 10.00～ 12.00まで	役場木津志出張所	木津志地区
"	午後 1.00～ 4.00まで	役場北山出張所	北山地区(山元を含む)
3.25	午前 10.00～ 12.00まで	上水流公民館	重富地区
"	午後 1.00～ 4.00まで	(旧)町公民館	帖佐地区
3.26	午後 1.00～ 4.00まで	農協三叉支所	三船地区
3.27	午前 10.00～午後 4.00まで	役場山田支所	山田地区
3.28	午前 10.00～午後 4.00まで	役場重富支所	重富地区
3.31	午前 9.00～午後 4.00まで	役場本庁	建昌地区

交通非常事態宣言 — 明るい平和な生活のために —

3月8日現在、加治木署管内の交通事故による死者は4名に達しました。(うち始良町内での死者は2名)昨年1年間の死者は3名、昨年同期では2名と、率においては2倍という最悪の事態を招いています。県下の交通事故による死者がしだいに減っていくなかで、加治木署管内だけがこのように急増していることは実に悲しいことです。これを機会に自分の家から、部落から、町から、管内から交通事故による死者をこれ以上出さないために、運転者も、歩行者も、地域の人もすべての道路利用者がこぞつて交通道德をいま一度みなおし、考えなおし、新しい決意のもとに交通事故防止に力を結集しましょう。

昭和50年3月10日

加治木警察署 始良町
加治木地区交通安全協会

※ 加治木警察署では当分の間、昼夜2回の交通取締りを実施します。町民のみなさんのご協力をお願いします。

水道課よりお知らせ (水道課)

1. 先般水道料金自動振替の各金融機関払い込み「アンケート調査」を官島町周辺に実施致しましたところ個別徴収希望が2/3以上の多数でありましたので、水道課で検討致しました結果、現在のまま個別集金制で実施することにいたしました。

2. 集金人変更のお知らせ

新しく次の2名が集金にまわります。今後共よろしくお願いします。

(集金人) (集金部落名)

吉井静夫・・・森、十日町、東原東、東原西、並木東、並木西、駅前、松原下
風呂スエ・・・俵原、楠元、建昌、上場、高樋、東

特別管理地域における農業振興地域整備計画案の縦覧について (経済課)

特別管理地域における農業振興地域整備計画案を下記により公告縦覧に供しますので、お知らせします。なお、この案に異議のある者は縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に町にこれを申し出ることができます。

記

1. 縦覧期間 自 昭和50年3月24日 至 昭和50年4月23日
2. 縦覧場所 始良町役場経済課

リ・ゴミ収集用ビニール袋の申込者のみなさんへ (保健衛生課)

先般ビニール袋の申込みを取りましたが、現品を次の日程で各部落公民館長さん宅に配布いたします。申込された方は現金と引換えに公民館長さん宅でお受け取りください。

配布日時 3月24日(午前中は重富地区、午後は帖佐、山田地区)

※ 公民館長さん宅に長く置くことは迷惑になりますので早目にお受け取り下さい。

建昌校区婦人バレーボール教室生の募集について(町公民館)

建昌校区在住の婦人の皆さんバレーボールを楽しみませんか。上手、下手を問いません。

1. 日 時 毎月第3土曜日 午後1時30分～3時30分(第1回は4月19日)
2. 場 所 町公民館広場
3. 申込み期日 3月20日～4月10日 ハガキ又は電話で申込み下さい。
4. 連絡先 始良町錦江団地 島藤和子 電話☎～4765

一般寄付

(社会福祉協議会)

- 一金2万円也 伊東キクエ殿 東原東
(ご子息の厄払い祈願祭祝として)
- 一金1万円也 月迫光章殿 春花
(初午祭出馬記念として)

まちだより

発行所 始良町役場
発行日 昭和50年3月27日 第138号

水田標準小作料の設定について

(農業委員会)

昭和45年10月1日に施行された改正農地法は、新しい農地の賃貸借を促進する趣旨から農地賃貸借の規制の緩和のひとつとしてその日以降に権利を設定される農地賃貸借については、小作料は当事者の自由な契約によつて定めることができるようになりました。従つて、今後の農地賃貸借についての小作料は、借手と貸手が話しあつてお互いに納得できる金額で契約を結ばよいのですが、しかし農地法上の手続き(許可)は必要です。契約を結ぶ際の目安となるべき「小作料の標準額」を今月改定して公示いたしました。(農地法第24条の2)

その額は次のとおりです。水田、標準小作料(昭和45年10月以降契約の分)

上田 12,000円(10アール当り)、中田 10,000円(10アール当り)
下田 7,000円

但し、昭和45年10月1日以前に契約された分については、別途法定小作料が定めてあります。(下記のとおり)

水田 1級 5,688円(10アール当り)、
2級 5,444円 ~15級 2,300円(10アール当り)

※ くわしいことは農業委員会事務局におたずねください。

豚コレラ、豚丹毒予防注射料金変更について

(経済課)

3月13日発行の「まちだより」でお知らせしました豚コレラ及び豚丹毒予防注射料金に変更になりましたので、お知らせいたします。

旧料金	病名	基本料金	補助金	農家負担金	備考
	豚コレラ	180円	40円	140円	1頭当り
	豚丹毒	95	15	80	"
	合計	275	55	220	"

新料金

病名	基本料金	補助金	農家負担金	備考
豚コレラ	190円	40円	150円	1頭当り
豚丹毒	95	15	80	"
合計	285	55	230	"

花だより

(町観光協会)

県内外の各地の花だよりがありますが、わが始良町の八幡神社の桜が4月3、4日頃が見ごろになると想われます。ここは、桜の花もよろしいが南西の眺望もまことによく、是非町民皆様おいでください。米山薬師さんからの遊歩道もつい先日やぶ払いもすませております。お聞き苦しいことではありますが、紙、ビニール、空カン等は附近に捨てないようお願いいたします。

歩こう会

(町公民館)

期 日 4月4日(金)
集合場所 始良町公民館 午前9時30分
日 程 午前9時30分~町公民館出発。午前10時30分八幡神社(宇都)着
往復5km

篤志寄付

(社会福祉協議会)

一金2万円(ご子息の厄払い祈願祭祝として未亡人会へ)
つつじ10万円相当(老人福祉センターへ)
伊東キクエ殿 東原東
優勝旗一本(老人ゲートボール用として)
上原直美殿 東原東

香典返しを寄付

(社会福祉協議会)

次の方々のご遺族より香典返しとしてご寄付いただきました。厚くお礼申し上げますとともに故人のご冥福をお祈りいたします。

一金2万円也	故 飯森篤義様 (67歳)	飯森シナ殿	納 歴
一金1万円也	故 平吉前澄様 (78歳)	平吉フミ殿	楠 元
一金2万円也	故 新原秀熊様 (80歳)	新原エツ殿	東原東
一金2万円也	故 反田 悟様 (1歳)	反田繁美殿	山ノ口
一金1万円也	故 山口景雄様 (65歳)	山口キクエ殿	西之妻
一金1万円也	故 下高牧アキ様 (79歳)	下高牧女子殿	上 豊
一金5千円也	故 藤崎春男様 (70歳)	藤崎サト殿	坂 下
一金1万円也	故 本村チヨ様 (87歳)	本村一雄殿	白金原
一金1万円也	故 山口幸太郎様 (76歳)	山口四雄殿	駅 前
一金1万円也	故 星野イセ様 (81歳)	飯島武光殿	城 瀬
一金2万円也	故 前田盛熊様 (91歳)	前田盛英殿	目木金
一金1万円也	故 黒木スギ様 (90歳)	黒木政行殿	松原上
一金1万円也	故 前村ムメノ様 (84歳)	前村信義殿	任 吉
一金3千円也	故 飯島智子様 (17歳)	飯島圭子殿	古馬場
一金5千円也	故 東 信夫様 (39歳)	東 辰男殿	黒葛野
一金1万円也	故 城間隆博様 (0歳)	城間清規殿	山ノ口
一金5千円也	故 柿元高男様 (42歳)	柿元ヨシ子殿	松原上
一金1万円也	故 森永アキ様 (74歳)	森永 正殿	森
一金1万円也	故 上脇 忍様 (60歳)	上脇ヨシエ殿	木津志
一金2万円也	故 清藤ヨシ子様 (52歳)	清藤秀雄殿	船津下
一金1万円也	故 安田ハル様 (81歳)	安田勝男殿	松原上